

# 中国特許無効宣告手続での インターネットサイト上の証拠の審査と認定

——申立人の果たすべき合理的立証責任の分析——

相 澤 良 明\*

**抄 録** 中国の特許無効宣告手続において、当事者がインターネットサイト上の情報を証拠として使用する機会が最近はますます増加しており、特に意匠特許の無効宣告手続では、インターネットサイト上の画像或いは写真中の製品や設計が先行意匠の証拠として使用された事件の増加が見られる。本稿は、その意匠特許無効宣告手続において、合議体はどのような法律規定に基づき提出されたインターネットサイト上の証拠の真実性、公開性（刊行物や頒布性）及び公開時期を認定するのか、一方、当事者はインターネット上の証拠の持つ特有の不確実性を克服するためにどのように合理的に形式的、方式的要件を満足すると立証責任を果たすべきかについて、事例を交えて分析報告する。併せて、2021年6月1日に改正された特許法に対応するよう改正中の専利審査指南の立証証拠に関連する規定の改正案を引用し立証手続きの改正についても紹介する。

## 目 次

- はじめに
- 利用されているインターネットサイト
- 特許無効宣告手続で提出できる証拠
  - 1 外国で形成された証拠
  - 2 証拠の提出
  - 3 証拠の審査
  - 4 類否の審査
- 参考審決と証拠認定
  - 1 事例1：意匠特許ZL201630385621.6
  - 2 事例2：意匠特許ZL201430557828.8
- 事例のまとめ
- 専利審査指南の改正について
- おわりに

## 1. はじめに

インターネット上で公表されたニュースリリースや記事、ウェブページの製品情報などは、印刷物ではなく、電子的情報であるが、一般公衆は不特定のネットに接続された端末からそ

うした情報にアクセスして知ることができる。そして、その情報をコンピュータメモリまたは外部メモリ媒体にデジタル形式で保存したり、紙媒体に印刷したりすることができるので、印刷物などの公知資料同様、そのインターネットサイト上での公知の事実を証明する電子的証拠とすることができる。

中国専利法に規定される特許無効宣告手続（日本での無効審判に該当する）では、従来の印刷物などの物証だけではなく、こうした電子的証拠の利用も実務上認められているため、当事者がインターネットサイト上の掲載情報を特許無効宣告手続での立証証拠として使用した事件が最近増加している。特に、無審査の意匠特許を無効化するため、インターネットサイト上の画像、図面、或いは写真中の製品や設計を公知資料とし、係争意匠特許が専利法第23条（新

\* 株式会社KyKインターナショナル  
知財法務コンサルタント Yoshiakira AIZAWA

規性、創作性、他人の合法的権利に抵触)に違反するとし、無効宣告されるべきであると主張する事件がよく見られる。中国国家知識産権局の特許審決データベース<sup>1)</sup>は全文検索が十分にできないためインターネットサイト上の掲載情報などを公知資料に引用した正確な事件数は残念ながら明確ではないが、筆者が当該データベースで簡便な検索と手作業で2021年4月末までの審決を確認したところ、発明特許12件、実案特許34件、意匠特許253件とインターネットサイト上の掲載情報が引用された事件数は意匠特許が圧倒的に多いことがわかった。

本稿では、その意匠特許無効宣告手続において、無効審判を担当する国家知識産権局専利局復審と無効審理部の合議体が、どの法律規定に基づき、提出されたインターネットサイト上の証拠の真実性(信憑性)、公開性(刊行物性や頒布性)及び公開時期をどのように判断し、認定するのか、特定事例に対する審判官の論文<sup>2)</sup>を参考にしながら確認するとともに、当事者は証拠に対する合理的立証責任をどのように果たすべきか、併せて、改正案の出ている専利審査指南の関連規定を確認し、今後の対策について分析、報告する。

## 2. 利用されているインターネットサイト

中国での特許無効宣告手続において、証拠として引用されるインターネット上に掲載される情報はますます広範囲に及んでおり、出所も内容も多様化している。

例えば、中国国内のよく引用される証拠のウェブサイトとしては、中国中央電子台(CCTV)、搜狐(SOHU)など政府系機関や報道機関、また企業のウェブサイトなどがある。そのほか、ブログサイトでは新浪(SINA)など、フォーラムサイトでは、百度(Baidu)の贴吧(Tieba)、そして、電子商取引サイトでは、タオバオ、アリババ、京東(DJ)など、ソーシャルネットワー

クサービス(SNS)サイトではWeChat, QQなどで、これらが中国で広く使われているインターネットサービスのサイトである。

一方、中国国外のインターネットサイトでは、Amazon, YouTube, Wayback Machine, Facebookなどの比較的著名なサイト上の掲載情報が証拠として数多く提出されている。

インターネットサイト上の証拠は、従来の伝統的な証拠に使用されてきた刊行物や印刷物などに比べ掲載されたサイトから削除し易く、編集も容易であるなどの特徴がある。従って、特許無効宣告手続では、証拠の種類、出所及び内容の判断が日増しに複雑になり、証拠の真実性、公開性及び公開時期などが問題になり、往々にして事件の争点となり易く、審判官にとっては審査において注意を払わなければならないポイントとなっている。

## 3. 特許無効宣告手続で提出できる証拠

専利法第23条4項にいう先行意匠とは、当該意匠特許の出願日(優先権主張がある場合は最先の優先権主張日)以前に中国国内外で一般に知られた意匠であり、専利審査指南第二部第3章2.1.2.1節に規定される以下の「刊行物による公開」の条件に準じなければならない：

「専利法の意義上の刊行物とは、技術や設計の内容が記載されており、独立して存在する伝播担体(キャリア)であり、かつその公表或いは出版の時期を表示、またはそれを証明するその他の証拠でなければならない。」

そして、この「刊行物」については、さらに以下のように規定されている。

「特許公報、科技関連の雑誌、科学技術関連の書籍、学術論文、専門文献、教科書、技術マニュアル、正式に公表された会議録或いは技術的報告書、新聞、製品のサンプル、製品カタログ、広告宣伝パンフレットなど、印刷、タイピングされた各種の紙書類であっても良い。また、

マイクロフィッシュやフィルム、ネガフィルム、ビデオテープ、磁気テープ、レコード、CD-ROMなどの電気、光学、磁気、或いは撮影などにより作製された視聴資料であっても良い。さらに、インターネットやその他オンラインデータベース中にある資料などその他の形式で存在している資料であっても良い。」

従って、インターネット上で公表された公開資料は、従来の印刷出版物と同様に新規性や進歩性、創作性などで対比する先行文献として無効主張に使用することができるものである。

なお、公然実施による公用の証拠について、本稿では言及しないが、中国では2009年10月1日（含む）以降、外国での公用も証拠となるよう専利法が改正されている。

### 3. 1 外国で形成された証拠

特許無効宣告手続での証拠の取り扱い、専利審査指南第四部第8章無効宣告手続における証拠についての規定があるが、香港、マカオ、台湾を含む外国で形成された証拠については、専利審査指南の同2.2.2節で、当該地での公証と領事認証による証明手続きが必要であるとしている。但し、例外として以下の3つが規定されている。

- ①国内の公式ルートで入手できる場合
- ②真実性を立証する他の証拠がある場合
- ③相手方が認めた場合

中国では、中国政府の方針でアクセス制限をかけている外国のインターネットサイトがある。主なサイトは、Google、YouTube、Facebook、Twitter、Instagram、LINEなどのほか、New York Times、Wall Street Journalなどのメディアサイト、各種ブログサイトなどがある。こうした中国からアクセス制限があっても、国家知識産権局は証拠として拒否しているわけではない。例えば、以下に紹介する2つのFacebookの事例では、香港で対象サイトの閲覧を実施し、

その閲覧の事実を香港の公証人に依頼して公証し、領事認証を行い提出している。こうした公証や認証を香港で実施しなければならないことはないため、日本で対象サイトを公証認証し、証拠として提出することもできる。

もちろん、相手方当事者は中国からアクセスできないと反論する可能性があるが、以下の事例では当事者の立証不足を理由に却下されている。こうした反論を受けるリスクがないわけではないため、中国国内からアクセスできるインターネットサイトに掲載された情報を優先的に採用することや、証拠として認められた香港やマカオで証拠収集することも、こうした反論に対応する安全策の一つである。また、中国の代理人に中国国内で証拠の公証作業を依頼した方がコストとスピードの面で効果がある。

なお、2021年8月3日付の追加の審査指南改正案<sup>3)</sup>において、中国領事館による認証を求める規定部分が削除された。このまま改正案が施行されれば、申立人の負担は大きく削減されることになる。

### 3. 2 証拠の提出

証拠の提出については、専利審査指南の同2.2節に規定があるが、インターネットサイトなどにある公開資料の場合、改変などの可能性があるために公証付きが条件とされているため、中国国内であろうと外国であろうと、証拠の真実性を担保する観点から公証付きの証拠とするべきである。こうした規定があるため、中国国内の当事者同士の特許無効取消事件ではBaiduなど国内サイトでの掲載記事を公知資料の証拠として引用する事例が多いが、いずれも公証付きで証拠が提出されている。

また、公知資料を証拠として提出するときは、審判官に良い心証形成をさせるためにも証拠毎に主張内容を明確にし、また、証明したい事実を具体的に説明する説明文を作成し、同時に提



出することが好ましい。

なお、証拠が外国語で記載されている場合、中国語訳文を提出しなければ証拠として採用されないことに注意が必要である。訳文は先行意匠の公知資料の全訳が必要でない場合もあり、また、日本で作成するよりも、中国の代理人が適宜作成したほうが手続きをスムーズに行えると考える。なお、提出された翻訳に疑義がある場合、相手方当事者は異議を申立てることができるため、提出前に訳文の事前確認は必ず行い、万一相手方から翻訳に異議を受けた場合は、審判官の指定する対策に応じるように処理することをお勧めする。

### 3.3 証拠の審査

提出されるインターネット上の証拠が増加しているが、証拠の出所が広範囲に渡り、証拠の形式も多様であるうえに、インターネットサイトの運営事業者の掲載情報の管理ルールが公表されないことも多く、また情報が掲載された後の編集や変更などの運用も不明確であること、さらに、当事者が証拠として固定する保全措置もさまざまと複雑な状況がある。

こうした環境で合議体は提出された証拠について、証拠の三要素の観点から、関連性のない証拠の排除、合法性の確認、真実性の確認の手順で審査しなければならない。

合法性について、合議体はまず、形式審査、証拠取得の法令順守、証拠の効力に与えるその他の法令違反があるかどうかを確認する。

その後、以下の6つの観点から真実性を確認する。

- ①証拠は原本、原物かどうか。コピーや複製の場合、原本、原物と一致しているか否か
- ②証拠の提供者は当事者と利害関係があるか否か
- ③証拠発見時の客観的環境
- ④証拠が形成された原因と方式

#### ⑤証拠の内容

⑥証拠の真実性に影響を与えるその他の要素  
なお、インターネットによる証拠の公開時期は、同5.1節の規定により、インターネット掲載情報の公表時期が基準日となる。

ところで、合議体は証拠の公開の条件について、主に以下の4つ観点から公開性を総合的に判断している。

- ①証拠が掲載されたウェブサイトの性質及びその入手経緯
- ②証拠を掲載したウェブサイトの情報の登録や編集の仕組み、アクセス制御
- ③証拠を公開したウェブサイトの主体、及び証拠を掲載した主体と掲載目的
- ④証拠を立証する関連附帯証拠、相反する証拠

合議体としては、公証などの形式的な真実性の認定をするだけでなく、公表したインターネットサイトが公共性も持つ組織かどうか、掲載された情報が公開されるまでのシステム特有のルール、またその後の編集が可能で編集されているかどうか、販売などの公表を目的とした情報であるかどうかなどの観点からケースバイケースで公開性の証拠としての条件を満足するかどうかを判断している。

### 3.4 類否の審査

本稿は意匠の同一、類似の審査の説明が目的ではなく、またその説明をする紙幅も限られるため、ここでは中国での意匠の類否判断の一般的手順や判断基準の原則を紹介するに留める。

中国での意匠の類否判断は、係争意匠特許と同一種類の物品の意匠であって、当該物品の一般消費者や当業者の知識や認知のレベルを基準に、係争意匠特許と先行意匠の設計が、同一或いは実質的に同一の意匠であるか否かを判断することである。

一般的な判断手順としては、類似する先行意

匠から最も類似する意匠を一つ選択し、単独で係争意匠特許と対比して判断する。複数の先行意匠と組合せて判断してはならない。次に、それぞれの外観の全体的な観察を行い、設計の要素や配置が同一であるか類似しているかを判断する。類似している場合は、まず、係争意匠特許の6面図ごとに、先行意匠の対応する各6面を対比し、構成要素、配置などが同一か或いは類似かどうかを個別に判断し、その個別の結果をまとめて、全体的に同一或いは類似、非類似を総合的に判断する。こうしたアプローチは日本とは違い、日本でいう「意匠の要部」に対応する判断基準はない。

先行意匠が開示されている図面や写真から係争意匠特許の6面図に対応する図面を抽出できない場合、その先行意匠から判断できる情報や対象物品の標準的な設計方法に基づき、一般消費者や当業者の認知レベルに応じて、不足する或いは見えない部分の設計を視覚的に影響のない程度で特定することで、対比を行うことができる。

判断基準としては、係争意匠特許と先行意匠の相違点が当該物品の意匠の全体的な視覚効果に顕著な影響を及ぼすかどうか注目する。また、使用時に見えない或いは見えづらい部分の設計、常用される設計、機能により生じる設計、一部分の簡単な設計の変化などには重きを置かずに判断することが基本である。

なお、注意しなければならないことは意匠特許の簡単な説明に記載される設計の要点には、物品の設計上の特徴の記載があるため、係争意匠特許の権利範囲を判断する上で重要なポイントであり、見落としてはならない点である。

#### 4. 参考審決と証拠認定

ここでは、2020年11月に専利局復審と無効審理部の許媛媛審判官が事例紹介した意匠特許ZL201630385621.6及びZL201430557828.8の無効

取消事件におけるインターネットサイト上の証拠の認定と挙証責任に関する論文、係争意匠特許の審決書及び同じ当事者が争った他の意匠特許無効取消での審決書などを参考に証拠の認定と日本の実務家が注意すべき要点を確認する。

#### 4. 1 事例1：意匠特許ZL201630385621.6

特許権者：美克国際用品股份有限公司（北京美克家居用品有限公司から譲受）

名称：ソファチェア（ART 518）

出願日：2016年8月12日

登録日：2016年9月28日

審決：40769（審決日：2019年6月24日 無効）

無効決定：2019年7月8日



図1 ソファチェアの正面図と背面図

2019年2月28日、「北京百川聯合科技發展有限公司」と「百川時代（北京）貿易有限公司」（以下、「申立人」という。）は本件意匠特許権（以下、「係争意匠1」という。）が特許法第23条第1項（新規性）の規定に違反するとして証拠を提出し無効を申立てた。

提出された証拠は1件のみで、香港で作成された公証書「ネット上資料ダウンロード陳述書」（以下、「証拠1」という。）であり、陳述書にはA.R.T. Furniture社のFacebookサイト<sup>4)</sup>に2016年4月18日付で掲載公表されている関連スレッド（投稿）にソファチェア製品の写真が記載されているページが含まれている。申立人は、証拠1のスレッド中のソファチェアの写真を先

行意匠とし、係争意匠1と証拠1の当該先行意匠の構成は実質的に同一であり、先行意匠の公開時期はスレッドのページ面に表示されている公表日であるため無効を主張した。



図2 証拠1のFacebookのスレッドの写真

合議体は審査を経て、まず公証書の合法性について、証拠1のFacebookサイトの関連ウェブページは合法的な出所であり、公証当時の真実の存在が確認できることを認定した。

次に、Facebookサイトは世界的に有名なSNSサイトであり、そのユーザーは多数の国や地域に広範囲に所在し、ウェブサイトへのスレッドとその管理体制は相対的に標準化されていることを確認した。また、Facebookサイトで公表されたスレッドは編集することができ、編集後はスレッドのページ面に「編集済み」の字句が表示されるとともに、スレッドが編集操作された時間及び内容はページ面の「編集済み」或いは「編集履歴を確認する」をクリックして確認することができるようになっていることも確認した。

こうした状況から証拠1はFacebookサイトの関連スレッドであり、スレッドのページ面に「編集済み」という字句が表示されていないことから、Facebookサイトでの公表後、編集・修正がされていないことがわかる。相反する十分な証拠がない場合、合議体は当該ウェブサイトの関連のスレッドの真実性、公開性及び公表時期を確認できると認定した。

また、当該ウェブサイトが開放型公衆プラットフォームに属し、関連スレッドはFacebookユーザーのブランドとして投稿されており、主に家具住宅ブランドの設計と事業に従事していることから、明らかに製品の宣伝の普及の属性を備えていることが理解できる。このことから、証拠1のスレッド中の写真の即時公開性、すなわち一般消費者が知ろうとすれば知りうる状況にあったことがわかる。従って、証拠1のスレッドの公表時期はスレッド中の写真の公表時期であり、係争意匠1の出願日より早く、先行意匠の要件を満たしていると認定した。

なお、図2は証拠として提出されたスレッドから対応する椅子の部分抽出した写真である。

審決書の説明によると、証拠1のスレッドの写真に表示されるソファチェアの意匠は側面図のみであるが、家具やインテリアの形状と装飾は一般的に左右対称と連続性がある。証拠1のソファチェアは、椅子の肘掛けは円弧状で背もたれの上方からクッションの前面まで伸びており、ひじ掛けの外縁は木製フレームで、装飾ストリップは背もたれとベースのフレームに接続して台形の設計を形成し、内側に等距離で配置された金属装飾ポイントがある。そして、背もたれの内側にはやや外側に突出し背もたれと一体化したクッションがあり、ソファチェアのクッションは平らな形状で左右のひじ掛けの内側に埋め込まれている。そして、後部の脚は弧状、前部の脚は逆テーパー状になっている。

合議体は、証拠1の意匠にはソファチェア設計の片側しか表示されていないが、物品の全体構造及び主要部が公開されており、この種の物品の設計では左右が対称的設計される手法からすると、一般消費者や当業者の常識により形成される視覚的イメージとして、両者は基本的に同じ全体的な視覚効果がある。つまり、一般消費者や当業者の観点からすると、この先行意匠は係争意匠1のひじ掛けと背もたれの様式やそ



の他のパターンが一致すると判断できると認定した。

従って、合議体は係争意匠1と証拠1は実質的に同一と認定し、特許法第23条第1項の規定に違反するため、無効の審決を下した。

#### 4.2 事例2：意匠特許ZL201430557828.8

特許権者：美克国際用品股份有限公司

名称：チェスト（TRA-2）

出願日：2014年12月29日

登録日：2015年5月27日

審決40770（審決日：2019年6月24日 有効）



図3 チェストの斜視図

本件は、事例1の請求日と同日に同一の申立人が本件意匠特許権（以下、「係争意匠2」という。）にも同じ新規性違反を理由として証拠を提出し無効を申立てた。

提出された証拠は1件のみで、事例1と同様に香港で作成された別の公証書「ネット上資料ダウンロード陳述書」（以下、「証拠2」という。）であり、陳述書にはCaracole社のFacebookサイト<sup>5)</sup>に2014年12月24日付で掲載公表されている関連スレッド中のチェスト製品の写真が記載されているページが含まれている。

合議体は審査を経て、前述のFacebookサイトの性質及び投稿と管理メカニズムについての認識に基づき、証拠2に関するスレッドの出所が同じFacebookサイトであり、投稿主体もCaracole社であることを確認した。

更に、スレッドのページ面には「ホームペー

ジ・いいね・2014年12月24日・編集済み」と表示されていることを発見し、当該サイトの関連スレッドの内容の真実性及びページに表示される公表時期を確認した。これは、当該スレッドのページ面に明確に「編集済み」の字句が表示されているため、当該スレッドは公表後に編集操作が行われたことを示していると判断したのである。Facebookサイトでは、公表されたスレッドがすでに編集されているかどうか、またいつどのような編集操作が行われたかを確認することができるが、申立人はスレッド掲載以降は編集されていないとだけ主張して、本件で当該スレッドの編集履歴、特に編集時期及び編集内容を立証していない。

このため、合議体は証拠2の関連スレッドに表示される内容（写真と文字情報を含む）が公表後、いつ、どのような編集が行われたかを確認できないこと、そして、証拠2は係争意匠2の先行意匠として証拠としての合法性を満足する十分な立証がされていないことから、無効の評価を行うことができないとして、係争意匠2は有効の審決を下した。

なお、筆者が証拠2のスレッドにアクセスを試みたが、残念ながら現在は閲覧できない状況である。

#### 5. 事例のまとめ

これらの事例は、新疆ウイグル自治区ウルムチ市に所在する家具専門会社の美克国際家居用品股份有限公司が意匠特許権利者として、2018年に無効申立人である北京百川聯合科技發展有限公司などを北京知識産権法院に意匠特許権侵害で提訴したため、一連の係争において、意匠特許無効宣告手続が行われたものである。意匠特許権侵害係争はこの2件を含み8件ある<sup>6)</sup>。

事例1で、合議体は証拠1に係るFacebookサイトの性質、投稿とその管理メカニズム、修正編集メカニズム、運営体による修正、及び投

稿主体の身分と投稿意図などを全体的に調査し、対象の証拠1の引用スレッドとその物品の写真の真実性、公開性及び公表時期を認定し、申立人の主張する公開時期を支持した。

事例2で申立人が引用した証拠は同じFacebookサイトの別の利用者が公表したスレッドで、同様に引用スレッドの公表日時が公開時期を構成すると主張した。しかし、合議体は申立人が主張する証拠2の公表時期を支持しなかったのである。

その理由は引用スレッドのページ面に「編集済み」という字句が表示されていたためである。つまり、Facebookサイト上の引用スレッドが公表後に編集・修正されたかどうか証拠1と証拠2の最も重要な違いである。

事例2の引用スレッドの投稿主体は第三者ではなく、利用者自身であるため、申立人は当該スレッドの最初の公表後の編集時間と内容について容易に立証できるはずであるが、申立人は当該スレッドの編集履歴を立証しなかったため、合議体は事例2の当該スレッドの内容が最初の公表日以降、いつ、どのような編集が行われたかを確認できず、また、当該物品の写真の公開時期も確定できないため、証拠2の引用スレッドの中の物品の写真に示される意匠を先行意匠と認定せず、申立人の無効主張を支持しないことにしたのである。

もし、申立人が証拠提出時点で丁寧に手続きを重ねFacebookのスレッドの編集内容が元の公表内容や公開日に影響がないことを併せて立証していれば、当該スレッドの中の物品の写真が係争意匠2の先行意匠を構成するという主張も支持された可能性が高く、その結果、事例2の証拠認定の結論は逆になった可能性がある。このことから、例え出所がまったく同一の情報源のインターネットサイト上の証拠であっても、ウェブページに開示された具体的情報及び当事者による当該情報の合法性の立証の程度に

より、公開性と公表時期の認定がまったく異なる可能性があったということである。

従って、インターネットサイト上の証拠の利用においては、ウェブサイトの性質、管理モデル及び修正や編集のメカニズムを理解しておかねばならず、無効宣告手続で提出する証拠が完全かつ包括的に証拠要件と合法性を満足するかどうか、合議体によるその証拠を受入れるかどうかの判断に直接影響する。そのため、証拠として利用する先行意匠の類似の程度だけでなく、証拠の公表時期、サイトの運営状況や投稿管理システムなども特許権の有効性の結論の判断に影響を及ぼすことを実務家としては改めて理解することが肝要である。

本件当事者の一連の係争を調べたところ、当事者間の意匠特許無効宣告手続は2019年から2020年にかけて上記2件以外に5意匠特許6事件<sup>7)</sup>もある。いずれもインターネットサイト上の掲載記事を先行意匠と主張している。引用されたインターネットサイトは、Facebookのほか、InstagramとWeiboである。合議体はいずれの提出証拠も合法性の観点から問題なしと認定したものの、公表された先行意匠と係争意匠特許の意匠とには比較的大きな設計の差異が存在し、非類似と裁定している。

また、前記6件の審決書での意匠特許権利者の抗弁内容を確認すると、証拠のインターネットサイトは中国から閲覧できないため証拠として使用できず、証拠能力がないことを主張している。合議体は、中国から閲覧できないとの抗弁に対して、その立証ができていないことなどを理由に却下している。

こうした主張や判断に基づきインターネットサイトでの公表資料を証拠とする場合、審判官が職権でその事実を確認することがあるため、引用するインターネットサイトやそこでの証拠資料を中国国内でも閲覧できることを予め確認しておくことなどの配慮も必要である。



なお、引用する先行意匠の文献を掲載するインターネットサイトがよく知られた事業者によるものでない場合、また閲覧サービスを業とする事業者による場合、そうした主体とその事業内容を説明する公的書類とその公証認証の提出も必要である。

また、データベースなどの場合、IDやパスワードがないとアクセスできないことから証拠に使用できないと考えられるが、こうしたことは公知を阻害する要件ではないため考慮する必要はない。この点は、従来から実務上そうした判断がなされてきているが、次の6章で紹介する現在改正が進んでいる専利審査指南の改正案にその点が明記されており、改正後は明確な根拠になる予定である。

次に証拠として認定を受けるために重要なポイントは、事例2でも言及されているが、そのサイトがどのように掲載情報を管理しているかということである。つまり、インターネットサイト上の公知証拠について、公表日と修正、編集或いは改変の有無を立証することである。ウェブサイトやデータベースに収録される情報に掲載日や公表日が付されているかどうか、付されていないのであれば、そのサイトのシステムが掲載日や編集日やその内容を証明する手段を用意しているかどうかを確認する必要がある。こうしたことが立証できないサイトの場合、利用できない可能性が残ることに配慮が必要である。

## 6. 専利審査指南の改正について

2020年11月10日に専利審査指南の全体的な改正案(本稿作成時に未決定)が公表されており、第二部第3章2.1.2.1節に、出版物、特にインターネットやオンラインデータベースにある資料に関する説明も以下のように改正案<sup>8)</sup>が公示されているので、参考までに改正案の関連部分を以下に掲載する。

出版物は、「前述の意味に合致する出版物は、紙媒体の出版物及び視聴覚資料であって良く、インターネット或いはその他のオンラインデータベース内の資料などであっても良い」と2つのカテゴリーに分けた記載となり、インターネット或いはその他のオンラインデータベース内の資料は以下の部分が具体的な事例として新たに追加されている。5章に記載したデータベースにアクセスするIDやパスワードの点や日付の認定の部分などを参照してください。

「(2)、インターネット或いはその他のオンラインデータベース内の資料

インターネット或いはその他のオンラインデータベース内に存在する資料とは、データ形式により保存され、ネットワークを送信手段とする文字、画像、オーディオ・ビジュアルなどの資料を言う。

インターネット或いはその他のオンラインデータベース内に存在する資料は、合法的な手段により取得できなければならず、資料の取得にパスワード或いは料金が必要か否か、資料を知っている者がいるか否かは重要ではない。

インターネット或いはその他のオンラインデータベース内に存在する資料の公開日は、一般的には発表日を基準とするが、その公開日を証明するその他の証拠がある場合はその限りではない。インターネット方式で出版された書籍、定期刊行物、学位論文などの出版物については、その公開日はウェブページ上に記載のインターネット上での発表日或いは公開日とする。前述の出版物に内容の同じ紙媒体の出版物が同時に存在する場合には、紙媒体の出版物の印刷日を公開日と確認しても良く、一般的には確認可能な最も早い公開日を基準とする。ウェブページ上で発表日を明確にしておらず、或いは発表日に疑義のある資料については、ログファイルに記載の発表日時及び修正日時、検索エンジンの示す検索日時、インターネットアーカイブサービ

スの示す日時、タイムスタンプの情報或いはミラーサイト上で示されるコピー情報の発表日などの情報を参考にして公開日を確認しても良い。

印刷日、出版日或いは発表日として、年月或いは年しか明記していない場合は、記載のある月の最後の一日或いは記載のある年の12月31日を公開日とする。

審査官が出版物の公開日について疑問がある場合に、当該出版物の提出者に証明を提示するよう求めることができる。」

## 7. おわりに

先行公知文献としては、タイムスタンプ付きの証拠を検討することが多いが、2020年11月の日本で開催された国家知識産権局によるセミナーでは、現状ではタイムスタンプ付きの証拠に対して肯定的な発言はなかったが、専利審査指南案の改正では、明確にタイムスタンプを認める記載となっている。タイムスタンプ付きの証拠を利用する場合、タイムスタンプの発行事業者の性質はたいへん重要であり、当該国の政府や政府公認のタイムスタンプ事業者（TAA）のサービスを利用したタイムスタンプ付き証拠が受入れやすいと合議体は判断している。さらにそれを提出する場合、発行事業者を説明する証拠、当該事業者がタイムスタンプサービスを継続して実施していることなどを立証する補助証拠も提出することが求められている。

一方、WIPOは2020年5月に証拠認証オンラインサービス「WIPO PROOF」を開始した。このサービスは中国語での利用も可能であり、国家知識産権局がタイムスタンプ付きの証拠やWIPO PROOFの証拠を実務上どのように取扱うか注目される場所である。

3.1項の最後に記載した専利審査指南改正案で外国での証拠の公証書に対する中国領事認証を求める規定の削除は、そのまま施行されれば、日本国内で作成された証拠やタイムス

ンプ付きの証拠について、実務上公証は求められると理解するが、認証を必要としないことは負担軽減で歓迎できる改正方針である。

以上、インターネットサイト上の証拠の活用について、国家知識産権局の審判官の論文、審決書、そして筆者のこれまでの経験などからネット上の先行文献を証拠として活用する際の留意点を分析検討した。本稿が各位のご参考になれば幸いである。

## 注 記

- 1) 国家知識産権局の特許審決データベース  
[http://reexam-app.cnipa.gov.cn/reexam\\_out\\_2020New/searchIndexSC.jsp](http://reexam-app.cnipa.gov.cn/reexam_out_2020New/searchIndexSC.jsp)
- 2) 論文掲載サイト  
<http://reexam.cnipa.gov.cn/alzx/scjdpj/fswxjdpj/22400.htm>
- 3) 専利審査指南改正案のサイト  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art\\_75\\_166474.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html)（URL参照日：2021年8月4日）
- 4) 引用証拠1のサイト  
<https://www.facebook.com/ARTHHomeFurn>
- 5) 引用証拠2のサイト  
<https://www.facebook.com/CaracoleFurniture>  
現在、2016年以前の掲載情報を見ることができない。
- 6) (2018)京73民初1547号から1544号、すべて提訴取下で終結。
- 7) 他の当事者の無効宣告請求事件  
意匠登録201630380305.X（審決40762，意匠1有効，意匠2無効）  
意匠登録201530353519.3（審決41379と45813，それぞれ有効）  
意匠登録201530355469.2（審決45683，有効）  
意匠登録201530357321.2（審決45882，有効）  
意匠登録201530355026.3（審決45881，有効）
- 8) 専利審査指南改正案のサイト  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)  
（URL参照日は3）を除き全て2021年7月28日）

（原稿受領日 2021年8月3日）